

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部改正

1 量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設の追加

特定先端大型研究施設として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）により設置される、放射光を使用して研究等を行うための施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加すること。
(第二条第三項関係)

2 基本方針の策定

文部科学大臣は、量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
(第四条第一項関係)

3 特定先端大型研究施設の設置者として量子科学技術研究開発機構が行う業務

量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。
(第五条第一項関係)

(一) 放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）

の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

(二) 放射光専用施設（特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うために特定放射光施設に附帯して設置される施設であって、当該特定放射光施設の設置者以外の者により設置されるものをいう。）を設置する者に対し、これを利用した研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

(三) (一) 及び (二) の業務に附帯する業務を行うこと。

4 実施計画の作成及び認可

量子科学技術研究開発機構は、基本方針の内容に即して、3の業務（5（二）により、量子科学技術研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする。
(第六条第一項及び第二項関係)

5 登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等

(一) 文部科学大臣は、3の業務のうち、施設利用研究を行う者の選定や支援等の業務（以下「利用促進業務」という。）の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に行わせることができることとする。
(第八条第一項関係)

(二) 量子科学技術研究開発機構は、文部科学大臣が（一）により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとする。 (第九条第一項関係)

6 その他所要の改正を行うこと。

二 施行期日等

1 この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めること。 (附則第二条及び第三条関係)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第四条関係)

4 その他関係法律について所要の改正を行うこと。 (附則第五条から第七条まで関係)